

第 18 回 障害年金

1. まずここだけ押さえる（結論サマリー）

- 障害年金は **2 種類** :
 - 障害基礎年金（1 級・2 級）…国民年金。
 - 障害厚生年金（1～3 級）+ 障害手当金（一時金）…厚生年金加入者が対象。
- 初診日と加入種別 :
→ 初診日に加入していた年金の種類（第 1 号・第 2 号・第 3 号）で、請求できる障害年金の種類が確定。
例）初診日が第 2 号（会社員等）→障害厚生年金（+必要に応じ基礎）／初診日が第 1 号・第 3 号→障害基礎年金。
- 請求の方式（3 つ） :
 - 1) 認定日請求…初診日から 1 年 6 か月（障害認定日）時点で 2 級以上に該当→過去分も遡及（原則 5 年、65 歳以降は請求不可）。
 - 2) 事後重症請求…障害認定日には 2 級未満→重くなったと認められた時点の翌月分から支給。（65 歳以降は請求不可）
 - 3) はじめて 2 級…認定日には 2 級未満だったが、その後“初めて”2 級以上に達した時から支給（2 級以上の障害の状態が 65 歳未満時点で確認できれば、65 歳以降でも請求可能）。
- **20 歳前障害**：初診日が **20 歳前** のケース全般の呼称。所得制限あり、納付要件は不問。認定日は原則 **20 歳到達日**。20 歳到達時に 2 級以上なら当時から、未該当なら後日該当時から（この際の開始時期判定に**事後重症**）。
- 重要書類：受診状況等証明書（初診日）／診断書（障害種別様式）／病歴・就労状況等申立書。



2. 制度の全体像（基礎知識）

- 二階建てと初診日の位置づけ：
 - 初診日が第 1 号・第 3 号（自営・被扶養配偶者等）→障害基礎年金（1・2 級）。
 - 初診日が第 2 号（会社員等）→障害厚生年金（1～3 級）＋必要に応じ障害基礎年金。
- 等級と特徴：
 - 障害基礎年金：定額（1 級＝2 級×1.25）、子の加算あり。
 - 障害厚生年金：報酬比例（1 級＝2 級×1.25）、配偶者加給（1・2 級）、3 級は基礎なし。
 - 障害手当金：一時金。
- 20 歳前障害の取扱い（方式ではない）：初診日が 20 歳前→所得制限の対象、認定日は 20 歳到達日。当時 2 級以上なら 20 歳時から、未該当なら後日 2 級以上に至った時点から（開始時点の整理に事後重症／はじめて 2 級の考え方を使う）。
- 併給・選択の原則：障害厚生年金と老齢厚生年金は選択／障害基礎年金と老齢厚生年金は組合せ可（要件による）／遺族年金は選択関係あり。

3. 判定フロー（支給可否の考え方）

Step1 | 初診日の特定：最初に医師の診療を受けた日を確定し、受診状況等証明書（初診日と同一の医師・診療機関の場合は診断書）で裏付け。

Step2 | 初診日時点の加入種別：第 1 号・第 2 号・第 3 号のどれかを確認（ここで請求できる年金種類が決まる）。

Step3 | 保険料納付要件：次のいずれかを満たすこと

- 原則要件（2/3 要件）：初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、納付済＋免除（全額・一部免除／納付猶予／学生納付特例を含む）の合計が全期間の 3 分の 2 以上。

- 直近 1 年特例：初診日の属する月の前々月までの 1 年間に未納がないこと（免除・納付猶予・学生納付特例は未納に含めない）。

※20 歳前障害は納付要件不問。



Step4 | 障害認定日の判断：初診日から**1年6か月**（又は症状固定）時点で等級該当か。※20歳前障害は**20歳到達日**が原則。

Step5 | 請求方式の選択：- 認定日請求／事後重症／はじめて**2級**のいずれか。

- **20歳前障害**の場合も、上記の方式名称はそのまま用いる（20歳到達時に該当→認定日請求、未該当→事後重症又は“はじめて2級”で開始時期判定）。

Step6 | 必要書類：年金請求書、診断書（様式）、受診状況等証明書、病歴・就労状況等申立書、本人確認、口座、マイナンバー等。

Step7 | 提出・審査：年金事務所提出→審査→決定。

4. 事例で学ぶ「OK／NG」早見

A. うつ病（精神）

- **OK：**初診日＝会社員（第2号）を証明、日常生活能力が2級相当→障害厚生年金（2級）。
- **NG：**初診日不明・カルテ廃棄で初診日証明が取れず→不支給リスク。

B. 糖尿病性腎症（内部）

- **OK：**初診日＝第2号、透析導入で要件充足→障害厚生年金（2級）。
- **NG：**直近1年に未納→納付要件不充足。

C. 交通事故（肢体）

- **OK：**救急病院の受診が初診日。ADL低下で**3級**→障害厚生年金。
- **NG：**労災のみ手続して障害年金請求を失念→遡及機会の逸失。

D. 20歳前障害（発達・精神）

- **OK：**20歳到達時は2級未満→その後“初めて**2級以上**”に達した時点で障害基礎年金開始（所得制限あり）。

5. 他制度・手当との関係（要点）

- 傷病手当金：同一傷病で障害厚生年金に該当→差額調整。
- 労災保険：併給可だが一部調整あり。



- 障害者手帳：別制度（手帳等級と年金等級は連動しない）。
- 就労支援・合理的配慮：社内制度（休職・短時間勤務・配置転換等）と併用を検討。

6. 計算のしかた（考え方とイメージ）

- 障害基礎年金：定額（1 級＝2 級×1.25）＋子の加算。
- 障害厚生年金：報酬比例（平均標準報酬×係数×加入月数／12）＋配偶者加給（1・2 級）。3 級は基礎なし。
 - 300 月みなし（保障）：被保険者月数が 300 月（25 年）未満でも、計算上は 300 月として算定。短期加入者の水準を下支えする仕組み。
 - 例：加入 120 月・平均標準報酬が一定の場合でも、月数部分は 300 月として計算。※実額は個々の標準報酬や係数、経過措置等で異なる。
- 障害手当金：報酬比例ベースの一時金。
- 概算：ねんきんネットの老齢見込額を基礎に厚生報酬比例部分を参考。最新額は公表値で確認。

7. 届出フロー（タイミング・書類）

- 1) 初診日確定：受診状況等証明書（最初の医療機関）。カルテなし時は紹介状・レセプト・第三者証明等で補完。
- 2) 診断書：障害種別ごとの様式（精神・肢体・眼・聴覚・内部等）。
- 3) 請求方式の選択：認定日／事後重症／はじめて 2 級。
 - 20 歳前障害：認定日は 20 歳到達日。当時 2 級以上→認定日請求、未満→事後重症又ははじめて 2 級で開始時点を確定。



- 4) 提出：年金事務所。認定日請求は遡及（原則 5 年）、事後重症・はじめて 2 級は翌月分から。
- 5) 決定後：障害状態確認届（1～5 年ごと）。

8. よくある“つまずき”と回避策

- 初診日が証明できない→最初の医療機関→ダメなら受診履歴・紹介状・第三者証明で補強。
- 加入種別の確認漏れ→初診日の被保険者種別が年金の種類を決める。資格取得・喪失の時期も要確認。
- 手帳と年金の混同→手帳は福祉、年金は所得補償。等級は別基準。
- 更新漏れ→診断書期限の管理徹底。
- 老齢・遺族との選択ミス→65 歳以降の有利な組合せを事前に確認。

9. FAQ

Q1. “はじめて 2 級”とは？

A. 障害基礎年金の請求方式。障害認定日には 2 級未満だった人が、その後の診療・状態変化で初めて 2 級以上になった場合、その該當時から支給できる仕組みです（20 歳前か否かで所得制限の有無が異なる）。

Q2. “20 歳前障害”と“はじめて 2 級”の違いは？

A. 別概念です。20 歳前障害は初診日が 20 歳前のケース一般を指す呼称（所得制限・納付要件不要・認定日は 20 歳到達日）。はじめて 2 級は請求方式の名称で、20 歳前・20 歳以降のいずれの初診でも使えます。

Q3. 初診日にどの年金に入っていたか分からない。

A. 資格記録（年金定期便・基礎年金番号）や事業所の資格取得届で照合。第 2 号⇔第 1/3 号の切替月に初診日が跨いでいないかを確認。

Q4. 老齢年金と同時にもらえる？

A. 障害厚生年金と老齢厚生年金は選択。障害基礎年金＋老齢厚生年金は組合せ可（要件による）。

Q5. 傷病手当金と同時にもらえる？

A. 同一傷病なら傷病手当金は差額調整。別傷病なら原則影響なし。

Q6. どこまで遡れる？

A. 認定日請求が通れば原則 5 年まで遡及。事後重症・はじめて 2 級は請求月の翌月分から。

10. ミニチェックリスト

- ☐ 初診日を特定（受診状況等証明書）し、初診日の加入種別（第 1/2/3 号）を確認した
- ☐ 納付要件（原則 2/3 要件または直近 1 年特例〔初診日の属する月の前々月までの 1 年間未納なし〕）を確認した ※20 歳前障害は不問
- ☐ 請求方式（認定日／事後重症／はじめて 2 級）を決め、20 歳前障害の有無を整理した
- ☐ 診断書様式と病歴・就労状況等申立書を準備した
- ☐ 他制度（傷病手当金・労災・手帳）との関係を確認した
- ☐ 更新（障害状態確認届）の時期をカレンダー管理した

参考

- 日本年金機構：障害年金ガイド／診断書様式／請求手続
- 厚生労働省：障害認定基準・Q&A
- ねんきんネット：見込額試算ツール・照会
- 社内規程：休職・復職・短時間勤務・障害者雇用・合理的配慮の手続